

平成２９年度 普通交付税の決定について

決 定 額

(単位:億円、%)

区 分	平成29年度	平成28年度	伸 率
道府県分	82, 524	85, 593	△3. 6
市町村分	70, 977	71, 390	△0. 6
合 計	153, 501	156, 983	△2. 2

交付団体及び不交付団体数

区 分	平成29年度			平成28年度		
	交付	不交付	計	交付	不交付	計
道府県分	46	1	47	46	1	47
市町村分	1, 643	75	1, 718	1, 642	76	1, 718
計	1, 689	76	1, 765	1, 688	77	1, 765

平成29年度 普通交付税の算定結果 (財源不足団体)

1 基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税額 (単位:億円、%)

区 分		道 府 県 分		市 町 村 分	
		平成29年度	対前年度伸率	平成29年度	対前年度伸率
基準財政需要額	個別算定経費 (c、d、e、f除き) a	165, 363	△4. 1	176, 162	5. 7
	包括算定経費 b	13, 240	△4. 5	25, 054	△3. 3
	地 域 経 済 ・ 雇 用 対 策 費 c	555	△43. 0	707	△43. 7
	地 域 の 元 気 創 造 事 業 費 d	907	0. 1	2, 744	0. 2
	人口減少等特 別対策事業費 e	1, 893	△0. 3	3, 691	△0. 2
	公 債 費 等 f	33, 790	1. 6	28, 015	0. 0
	臨時財政対策 債振替相当額 g	22, 175	2. 2	18, 278	13. 0
	合 計 (a+b+c+d+e + f - g) h	(215, 747) 193, 572	(△3. 4) △4. 0	(236, 373) 218, 096	(3. 5) 2. 8
基準財政収入額		110, 895	△4. 3	146, 948	4. 5
交 付 基 準 額		82, 677	△3. 6	71, 148	△0. 6
普 通 交 付 税 額		(104, 699) 82, 524	(△2. 4) △3. 6	(89, 254) 70, 977	(1. 9) △0. 6

- (注) 1 ()書きは、臨時財政対策債分を含めた場合の計数である。
2 平成29年度の財源不足団体について、対前年度(当初算定)との伸率を算出している。
なお、交付基準額及び普通交付税額については、前年度(当初算定)の実績に対する伸率である。
3 交付基準額と普通交付税額との差額は調整額である。
4 表示単位未満を四捨五入しているため、項目ごとの数値の計と合計は一致しない。

2 算定結果の特徴

道府県分及び市町村分の基準財政需要額、基準財政収入額の主な増減要因は、次のとおりである。

区分		道府県分	市町村分
基準財政需要額	増要因	・ 社会保障関係費（子どものための教育・保育給付費負担金、介護給付費負担金等） ・ 臨時財政対策債償還費	・ 教職員給与費（道府県から指定都市への移譲に伴うもの） ・ 社会保障関係費（子どものための教育・保育給付費、介護給付費負担金等） ・ 臨時財政対策債償還費
	減要因	・ 教職員給与費（道府県から指定都市への移譲に伴うもの） ・ 地方財政計画の歳出特別枠（地域経済基盤強化・雇用等対策費）の見直し	・ 地方財政計画の歳出特別枠（地域経済基盤強化・雇用等対策費）の見直し
基準財政収入額	増要因	・ 道府県民税法人税割、法人事業税	・ 道府県民税所得割臨時交付金等（道府県から指定都市への税源移譲に伴うもの） ・ 市町村民税所得割 ・ 固定資産税
	減要因	・ 道府県民税所得割（道府県から指定都市への税源移譲に伴うもの） ・ 地方消費税	・ 地方消費税交付金

3 主な算定方法の改正点

1 「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る算定

(1) 「取組の成果」に応じた算定へのシフト

人口減少等特別対策事業費においては「取組の必要度」から「取組の成果」に応じた算定へ、地域の元気創造事業費においては「行革努力分」から「地域経済活性化分」の算定へ、それぞれ330億円シフト。(それぞれ平成29年度から3年間かけて1,000億円シフトする予定。)

年度	人口減少等特別対策事業費		地域の元気創造事業費	
	取組の必要度	取組の成果	行革努力分	地域経済活性化分
平成28年度 A	5,000億円	1,000億円	3,000億円	900億円
平成29年度 B	4,670億円	1,330億円	2,670億円	1,230億円
B-A	△330億円	+330億円	△330億円	+330億円

※特別交付税100億円程度を除く

(2) 条件不利地域等への配慮

- ・ 過疎地域自立促進特別措置法等の条件不利地域に係る法律の対象となっている地方団体等における算定額の割増。
- ・ 人口増減率等の指標について、政令市及び中核市、都市、町村ごとに改善度を比較することで成果を反映。

(3) 地方版総合戦略の状況を踏まえた指標の見直し

- ・ 出産、子育て関係（道府県分・市町村分）：「自然増減率」→「出生率」
- ・ 観光関係（道府県分）：
「延べ宿泊者数」→「日本人延べ宿泊者数」及び「外国人延べ宿泊者数」

2 一億総活躍社会関連施策に係る算定

「「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく保育士や介護人材等の処遇改善の事業費」の地方負担（961億円）を算定。

- ・ 保育士等の処遇改善（社会福祉費等）：554億円
- ・ 介護人材・障害者福祉人材の処遇改善（高齢者保健福祉費等）：407億円

3 教職員給与費の道府県から指定都市への移譲に係る算定

教職員給与費の道府県から指定都市への移譲が円滑に行われるよう、基準財政需要額と基準財政収入額の算定を通じ、移譲に係る標準的な経費の全額を税源移譲及び普通交付税（臨時財政対策債を含む。）により措置。

（指定都市算定額）

教職員給与費に係る 基準財政需要額 A	税源移譲に係る 基準財政収入額 B	算定額 （臨時財政対策債分含む。） A－B
8,810億円	5,616億円	3,194億円

4 その他

- ・ トップランナー方式（平成28年度から16業務に導入）について、新たに、青少年教育施設管理及び公立大学運営の2業務を追加。
- ・ 平成の合併により市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえた算定（平成26年度から5年程度の期間をかけて見直し）について、その他の教育費、地域振興費等において、人口密度による需要の割増し等の見直しを実施。

平成 2 9 年度 普通交付税交付額

(単位：百万円)

都 道 府 県	道 府 県 分				市 町 村 分			
	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額
北海道	1, 116, 360	495, 618	620, 743	619, 862	1, 409, 536	666, 100	743, 436	742, 324
青 森	327, 518	113, 051	214, 467	214, 209	309, 612	130, 196	179, 415	179, 171
岩 手	337, 290	123, 186	214, 104	213, 838	316, 755	142, 419	174, 336	174, 086
宮 城	361, 310	228, 396	132, 914	132, 629	479, 987	319, 809	160, 178	159, 799
秋 田	280, 051	87, 039	193, 012	192, 791	277, 977	105, 878	172, 100	171, 880
山 形	278, 209	100, 744	177, 465	177, 245	255, 353	120, 101	135, 252	135, 051
福 島	391, 481	210, 687	180, 794	180, 485	408, 161	237, 172	170, 989	170, 667
茨 城	490, 699	318, 523	172, 176	171, 789	467, 916	325, 124	142, 792	142, 423
栃 木	341, 433	221, 563	119, 870	119, 601	339, 120	263, 729	75, 391	75, 144
群 馬	342, 959	225, 840	117, 119	116, 848	332, 569	229, 950	102, 618	102, 356
埼 玉	873, 227	669, 288	203, 939	203, 250	1, 035, 205	901, 584	133, 621	132, 804
千 葉	775, 737	603, 403	172, 334	171, 722	791, 230	651, 158	140, 072	139, 448
東 京	1, 990, 854	2, 372, 239	-	-	403, 521	357, 436	46, 085	45, 767
神奈川	925, 402	832, 499	92, 903	92, 173	1, 424, 880	1, 355, 067	69, 812	68, 728
新 潟	455, 364	208, 957	246, 406	246, 047	541, 011	294, 696	246, 315	245, 888
富 山	243, 346	116, 186	127, 160	126, 968	219, 018	144, 094	74, 924	74, 752
石 川	249, 447	126, 341	123, 106	122, 909	243, 301	152, 777	90, 524	90, 332
福 井	213, 012	86, 477	126, 535	126, 367	156, 847	100, 786	56, 061	55, 937
山 梨	216, 953	90, 748	126, 206	126, 035	182, 074	98, 404	83, 669	83, 526
長 野	412, 216	214, 334	197, 883	197, 557	482, 399	257, 472	224, 928	224, 547
岐 阜	377, 669	206, 259	171, 410	171, 112	398, 181	257, 915	140, 266	139, 952
静 岡	528, 398	384, 104	144, 294	143, 877	584, 215	491, 484	92, 732	92, 271
愛 知	1, 006, 816	934, 938	71, 877	71, 083	980, 471	900, 382	80, 089	79, 315
三 重	339, 198	201, 472	137, 725	137, 458	301, 172	189, 264	111, 908	111, 670
滋 賀	263, 250	149, 446	113, 804	113, 596	258, 624	183, 408	75, 216	75, 012
京 都	388, 321	222, 010	166, 310	166, 004	515, 264	358, 935	156, 329	155, 922
大 阪	1, 155, 156	910, 455	244, 701	243, 789	1, 579, 867	1, 316, 001	263, 866	262, 620
兵 庫	814, 876	518, 186	296, 690	296, 047	1, 047, 802	775, 048	272, 754	271, 927
奈 良	267, 062	112, 482	154, 580	154, 369	254, 033	147, 275	106, 758	106, 558
和歌山	252, 510	82, 135	170, 375	170, 176	217, 258	109, 307	107, 951	107, 780
鳥 取	184, 067	50, 069	133, 998	133, 853	141, 089	60, 235	80, 855	80, 743
島 根	242, 541	62, 338	180, 203	180, 011	206, 551	77, 451	129, 100	128, 937
岡 山	331, 181	173, 712	157, 468	157, 207	427, 102	264, 187	162, 915	162, 578
広 島	441, 807	273, 327	168, 480	168, 131	571, 414	385, 181	186, 233	185, 782
山 口	308, 472	141, 437	167, 036	166, 793	289, 001	168, 068	120, 933	120, 705
徳 島	216, 816	70, 109	146, 706	146, 535	172, 377	89, 004	83, 373	83, 237
香 川	210, 958	103, 201	107, 757	107, 591	193, 639	121, 672	71, 967	71, 814
愛 媛	291, 576	126, 424	165, 152	164, 922	298, 893	163, 271	135, 622	135, 386
高 知	231, 265	62, 326	168, 939	168, 757	194, 301	78, 131	116, 171	116, 017
福 岡	701, 989	451, 549	250, 440	249, 886	992, 805	680, 309	312, 497	311, 713
佐 賀	219, 211	75, 363	143, 847	143, 674	178, 628	91, 427	87, 200	87, 059
長 崎	330, 062	110, 801	219, 261	219, 001	325, 693	141, 481	184, 212	183, 955
熊 本	346, 187	139, 203	206, 984	206, 711	416, 392	205, 673	210, 718	210, 390
大 分	275, 574	106, 812	168, 762	168, 544	258, 386	136, 874	121, 512	121, 309
宮 崎	278, 061	95, 466	182, 596	182, 377	244, 462	118, 535	125, 927	125, 734
鹿児島	404, 948	140, 011	264, 936	264, 617	405, 467	178, 067	227, 400	227, 080
沖 縄	317, 256	113, 021	204, 235	203, 985	280, 000	152, 234	127, 766	127, 545
合 計	21, 348, 099	13, 461, 779	8, 267, 705	8, 252, 434	21, 809, 557	14, 694, 770	7, 114, 787	7, 097, 641

(注) 1. 市町村分については、財源不足団体分を記載している。
2. 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。

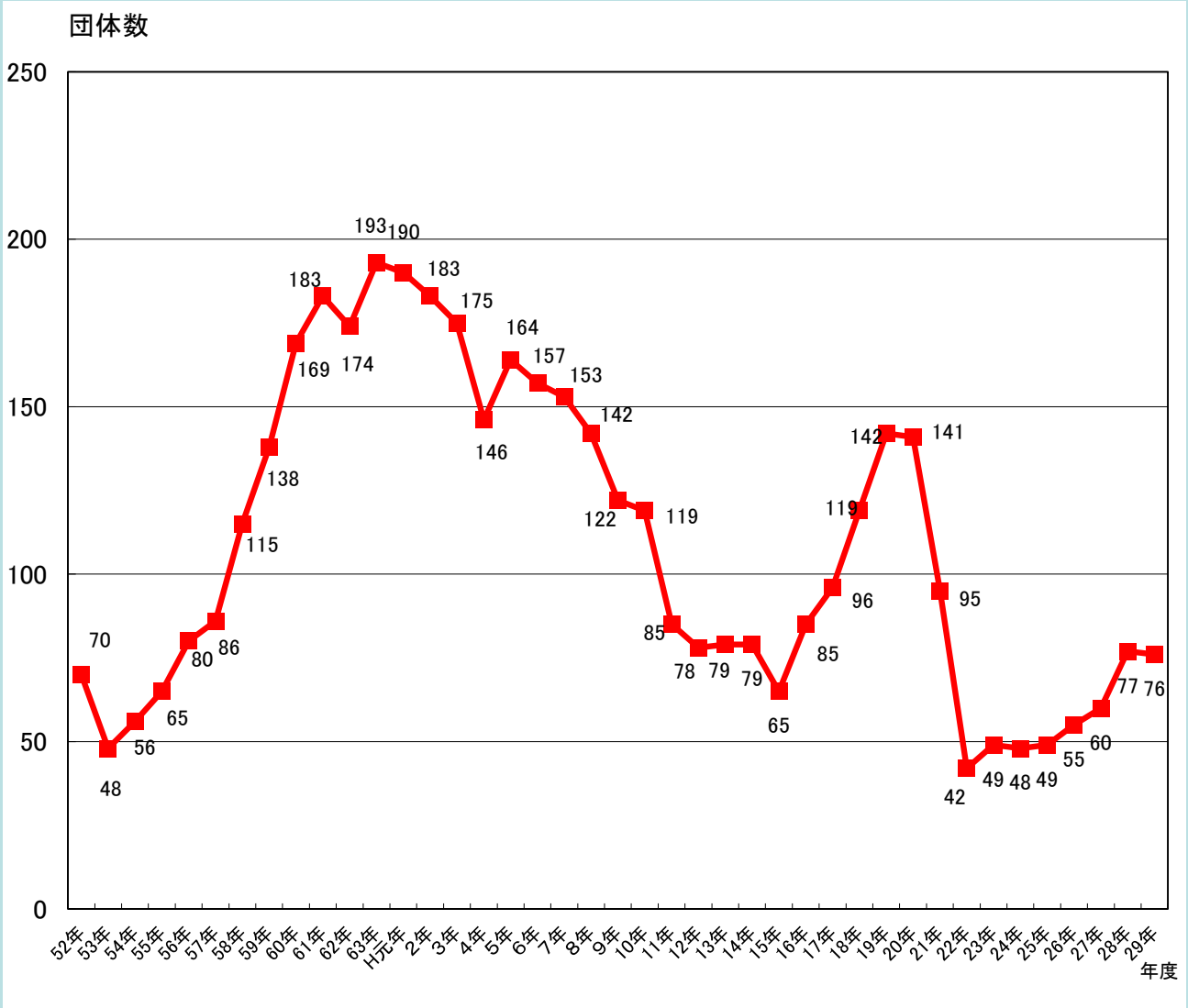
平成29年度 不交付団体の状況

不交付団体数

区 分	平成29年度	平成28年度	平成27年度
道 府 県 分	1	1	1
市 町 村 分	75	76	59
合 計	76	77	60

(注) 合併特例の適用により交付税が交付される団体数を含み、特別区を含まない。

不交付団体数の推移



平成29年度普通交付税不交付団体一覧表

1 道府県分 東京都

2 市町村分

都道府県	不 交 付 団 体 名	不交付 団体数	(参考) H28交付団体 →H29不交付団体
北海道	泊村	1	
青森県	六ヶ所村	1	
宮城県	女川町	1	女川町
福島県	広野町 大熊町	2	
茨城県	つくば市＊ 神栖市＊ 東海村	3	
栃木県	芳賀町	1	
群馬県	太田市＊ 大泉町	2	
埼玉県	戸田市 和光市 八潮市 三芳町	4	八潮市
千葉県	市川市 成田市＊ 市原市 君津市 浦安市 袖ヶ浦市	6	
東京都	立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 国分寺市 国立市 多摩市 瑞穂町	10	
神奈川県	川崎市 鎌倉市 藤沢市 厚木市 海老名市 寒川町 中井町 箱根町	8	
新潟県	聖籠町 刈羽村	2	
福井県	高浜町 おおい町＊	2	
山梨県	昭和町 忍野村 山中湖村	3	
長野県	軽井沢町	1	
静岡県	御殿場市 裾野市 湖西市＊ 御前崎市＊ 長泉町	5	
愛知県	岡崎市＊ 碧南市 刈谷市 豊田市＊ 安城市 小牧市 東海市 大府市 高浜市 日進市 田原市＊ みよし市 長久手市 豊山町 大口町 飛島村 幸田町	17	
三重県	四日市市＊ 川越町	2	
京都府	久御山町	1	
大阪府	摂津市 田尻町	2	摂津市
福岡県	苅田町	1	

市町村合計 75団体（平成28年度76団体）

3 合 計 76団体

(注)1 神奈川県川崎市は財源不足団体であるが、調整率を乗じた結果、不交付団体となったものである。

2 ＊印は、平成29年度の一本算定は不交付団体であるが、合併の特例により交付税が交付される市町村である。

3 平成29年度に不交付団体から交付団体になった団体は、栃木県上三川町、東京都羽村市、静岡県富士市、佐賀県玄海町である。

平成 2 9 年度 臨時財政対策債発行可能額について

1 臨時財政対策債発行可能額の算定結果

(単位：億円、%)

区 分	平成 2 9 年度 A	平成 2 8 年度 B	伸 率 $A/B - 1$
道 府 県	2 2, 1 7 5	2 1, 7 0 1	2. 2
市 町 村	1 8, 2 7 8	16, 1 7 9	13. 0
合 計	4 0, 4 5 2	3 7, 8 8 0	6. 8

(注) 表示単位未満を四捨五入している。

2 臨時財政対策債の概要

地方財源の不足に対処するため、平成 2 9 年度から平成 3 1 年度の間、地方財政法第 5 条の特例として発行されるもの（平成 1 3 年度から平成 2 8 年度の間においても同様に発行）。

なお、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入する。

3 臨時財政対策債発行可能額の算出方法

財源不足額が生じている地方公共団体を対象とし、当該不足額を基礎として算出。
(財政力に応じて逦増)

平成29年度 臨時財政対策債発行可能額

(単位:百万円)

都道府県	道府県分	市町村分
北海道	114,764	114,989
青森	29,901	20,276
岩手	30,321	20,032
宮城	44,896	42,582
秋田	25,170	16,410
山形	25,132	16,900
福島	44,773	29,552
茨城	65,084	37,003
栃木	45,318	21,538
群馬	41,887	26,311
埼玉	133,283	79,914
千葉	119,536	69,078
東京	—	29,559
神奈川	125,484	104,253
新潟	47,312	54,608
富山	26,002	17,019
石川	26,444	17,750
福井	20,997	12,702
山梨	20,943	13,568
長野	44,660	35,141
岐阜	44,379	30,484
静岡	74,304	64,784
愛知	97,118	62,850
三重	42,141	22,572
滋賀	30,774	20,762
京都	48,947	62,957
大阪	151,460	173,155
兵庫	106,069	109,011
奈良	27,579	20,456
和歌山	23,171	16,018
鳥取	16,363	9,160
島根	21,517	11,959
岡山	37,249	41,593
広島	53,666	59,524
山口	30,932	22,208
徳島	19,951	12,360
香川	22,029	15,813
愛媛	29,476	22,318
高知	20,187	11,661
福岡	89,577	109,817
佐賀	19,982	12,036
長崎	29,819	21,460
熊本	34,347	37,765
大分	25,923	16,463
宮崎	24,811	16,439
鹿児島	36,031	25,729
沖縄	27,776	19,216
合 計	2,217,486	1,827,756

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。